

立憲民主・社民
宮沢 由佳

立憲民主・社民の宮沢由佳です。

私は会派を代表して、「こども家庭庁設置法案等」について質問いたします。

1. まず「こども家庭庁」の名前について伺います。私自身は「子ども省」とすべきと思います。なぜなら、家庭を否定するものではありませんが、子育ての当事者を家庭に限定するかのような誤解を招く懸念があるからです。報道によりますと、与党議員から「子育ての責任は家庭が負うべきだ」、「子どもは家庭でお母さんが育てるもの。『家庭』が入るのは当然」、等の意見が相次ぎ「こども庁」から「こども家庭庁」に変更されたと聞いています。

子どもが家庭内で虐待を受けて命を落としてしまったり、家庭が支えきれずに自死に至ってしまったりする事例が増加しています。

2020年度の児童・生徒の自殺者 415人でした。また、不登校の小中学生 19.6万人、児童虐待 20.5万件、いずれも2020年度の数値です。日本は先進国の中で、「最も子どもたちがかわいそうな国」という指摘もあります。

家庭の責任を強調せず、子どもを社会全体で育てていく仕組み作りが必要だと思えますが、岸田総理大臣はいかがお考えでしょうか。

また「こども家庭庁設置法案」は厚生労働省や内閣府の業務の多くを引き継ぐ一方、義務教育の政策は文部科学省から移管されないため、縦割り行政が残ったままです。長年議論されてきた幼稚園と保育所の縦割り解消の幼保一元化さえ実現できません。こども政策の文部科学省関連業務をそのまま残すのなら、わざわざ新しい組織をつくる意味はないのではないでしょうか。総理、お答えください。

2. 私たちが家族や子どもに関する制度を検討する上で最優先に考えるべきことは何でしょうか。それは憲法13条に書かれています「個人の尊重」です。個人の尊重を踏みにじるような制度は到底認められないし、個人の尊重を守るために最善の制度を作るのが、国民の代表である私たち国会議員の仕事です。

子どもの権利について国際社会では、1989年、第44回国連総会において、児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約が採択されました。

その内容は、18歳未満の子どもへの生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障並びに教育についての権利等について定めるとともに、これらの権利がいかなる

差別もなしに尊重され確保されるように、締約国が全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずること等を定めるものです。

日本が条約を批准したのが、1994年です。

当時の会議録を見ますと、全会一致で承認されています。

批准してもう28年たっています。この子どもの権利条約の通り、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講じなければなりません。

ここで少し、子どものアンケートを紹介したいと思います。子どもの権利条約を知って印象的だったことについて聞いたところ、

8歳の子どもから、「子どもにはさらに権利があるのだと知れて、よくわかったし、子どもが大切にされていると感じて嬉しかった。」

18歳の青年から、「虐待を受けた経験があるが、子どもの権利を知るまでは、虐待を受けたのは自分が悪くて自分に責任があるとおもっていたけれど、子どもの権利に「虐待から守られる権利」があることを知って、救われた気がした。自分が悪かったわけじゃないんだと思った。」

など意見が寄せられました。

これまで私たち大人は、子どものためになることを信じて子ども子育て政策を作ってきました。考え方や方法は違えども、すべての国会議員が子どものために真剣に議論されています。しかし子どもたちの話を聞いて政策を作ってきたでしょうか。子どもの意見を政策に反映してきたでしょうか。子どもにも当然人権があり、個人として尊重されなければなりません。

この点、衆議院から送られてきた議員立法「こども基本法案」には、子どもの権利条約の中の「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」の趣旨を踏まえた内容が盛り込まれています。一歩前進だと考えます。

しかしこの議員立法「こども基本法案」には、基本理念において「子育てに伴う喜び」など、個人差のある「喜び」等、大変曖昧な言葉が使われている点で問題点があります。喜びを政府が規定できるのでしょうか。政府にとって都合のよい喜び政策になる恐れがあります。「子育てに伴う喜び」とは何でしょうか。喜びは個人によって違うのではないのでしょうか。この点、野田担当大臣に、所感を伺います。

また、今回のこども家庭庁設置法案は、子ども政策の司令塔をつくる点では聞こえは良いのですが、私たち立憲民主党が衆議院に提出した子ども施策総合推進法案には、はるかに及ばない内容です。

確かに、こども家庭庁設置法は、組織をつくる法律です。基本理念は書いてあり

ません。任務に、子どもの意見を尊重すると規定されていますが、どのように尊重するのか、具体的にどのように意見を聞くのか、その意見をどのように反映するのか、分かりません。こども家庭庁が子どもの意見を尊重し、反映する手続きはどのようなものになるのか、総理、ご答弁ください。

また、なぜ、このような重要な手続きが政府案に明記されていないのか、総理、ご答弁ください。

明記されなくとも当然だからでしょうか。しかし、これまでの大人社会の対応を見ていると、子どもの人権をないがしろにしていたところ、上から見ているところもあるように感じます。それなら、大人の責任を確認するためにも、子どもの意見表明権を具体的にする上でも、手続きを明記する必要があると思います。総理、いかがでしょうか。

3. 次に、子ども・子育て政策に関する予算について伺います。

子ども・子育て政策のための予算は各省庁にまたがり、また政策が重複するため総額がはっきりしません。総理、今年度予算の子ども・子育て政策の予算は総額どのくらいですか。お答えください。

様々な政策が関連して、どの政策及び予算を含めるのか、その時々で違うのなら、政府はまず、子ども・子育て政策とは何か、しっかりと定義などを定めて、予算の総額を国民に示すべきです。

いつまでも、はっきりと答えられないのなら、子ども・子育て政策を俯瞰的に見たり、司令塔の役割を担えるのでしょうか。お金の使われ方がわからない、数字がわからなければ具体的な対応ができないのではないのでしょうか。総理、お答えください。

私たちのおおよその試算では、子ども・子育て関連支出の対 GDP 比は、2019 年度で約 1.73% (=9 兆 6,730 億円) でした。スウェーデン、イギリス、フランスの約半分ほどに留まっています。私たち立憲民主党は、対 GDP 比を 3% 台、約 16.8 兆円台にしたいと考えています。立憲民主党は、子ども子育て政策が単年度ごとの議論にならないよう、子ども子育て関連予算を対 GDP 比 3% 台と国に対して義務付け、必要な予算を安定的に確保し、確実に支援を届けていくことを目指しています。

また拡充の具体的な内容としては、子どもと子育て世帯を支援するために、小中学校給食費の無償化、高校・大学授業料の無償化、児童手当の所得制限撤廃と高校卒業年次まで延長などを進めていきます。保護者の経済的な状況により子どもの成長が左右されることのないようにすることを国民の皆様に提言しています。

私が、今年3月に予算委員会で質問した際に、野田担当大臣は、「子ども政策に関する予算については、期限とか規模ありきではなくて、子どもの視点に立って取り組むべきものは何かを考えており、必要な子ども政策の充実にしっかりと取り組むことが重要だと思います。」など曖昧な答弁であり、予算の安定的な確保や確実に支援を届けていく立憲民主党の姿勢とは真逆の消極的答弁をされていましたが、その後、2か月がたちました。野田担当大臣、今後子どもの視点に立って取り組むべき国の予算の目標値を教えてください。

4. 次に、子どもの権利を守る機関について伺います。

立憲民主党の案では、子どもの権利を擁護するための独立機関である子どもの権利擁護委員会「子どもコミッショナー」の設置することとしています。ポイントは独立性です。子どもの権利を尊重するといっても、それを守り、トラブルを調査解決する機関がなくて権利が保障されません。

学校においていじめなど、子どもの重大なトラブルが発生した場合の調査機関は、自治体や教育委員会が設置しています。しかしこれでは、解決に至る中立、公正が制度的に保証されていないと思います。もちろん関係各位が一生懸命トラブルの原因究明を行っていることは事実です。しかし制度論として、自分たちに不利になることに関して、それぞれの立場をどうしても反映してしまう、無意識のうちに中立公正が保てなくなる可能性があります。

そこで自治体などが第三者機関を設置することもあります。それならば、常設の独立した機関、第三者機関を設置して、トラブル解決のための調査や勧告を行うことにより中立公正を徹底した方がよいと考えます。子どもコミッショナー常設により、トラブル対処のノウハウを集積し、素早く的確な対応も進むことも考えられます。

こども家庭庁担当大臣の勧告も大切ですが、どうしても第三者機関が対応するよりも、間に何段階も必要な手続きがあれば、対応が遅くなる懸念もあります。

そして、行政側や大人の側の意見だけではなく、子どもたちの意見を聞いたり、要請を受けたりして、子どもの人権にも最大限配慮することにより、国民の信頼、何よりも子どもたちの信頼を得ることにつながるようになります。

このような大事な制度が、政府案には記載がありません。本気で子どもたちのことを考えているのでしょうか。特に政府案はただやっている感を、箱モノだけ、制度だけ作って終わり感があります。子どもたちのために、ぜひ独立した第三者機関を常設して中立公正で、素早く的確な対応をとれるようにすべきではないですか。岸田総理大臣、ご答弁を伺います。

5. これまで述べましたように、子どもの権利条約の理念の反映及び子どもコミッショ

ナーの設置なくして、子ども・子育て政策の充実はありません。そして予算額の確保目標なくしては、その時々 of 経済社会事情に流され、切れ目のない子ども・子育て政策を続けることはできません。

私たち立憲民主党のように、10年間で貧困率を半減する等具体的な目標値なくして果たしてこどものいじめ、虐待、子どもの貧困を減らせるのでしょうか。

先日、岸田総理は、こども家庭庁の発足後に、全国の市町村に、「子ども家庭センター」を設け、子育て支援の充実を図ると、その意欲を述べられたそうですが、全国の多くの地方自治体では、すでに10ないし20年前から、子育て支援に力を入れています。各地で様々な政策を進めています。足りないのは予算です。掛け声ばかりが大きくて、予算がなければ、結局苦しむのは地方自治体、保護者、子どもたちです。

私たち立憲民主党は、これまでの社会や大人の都合を優先した「少子化対策」ではなく、子ども自身を優先するチルドレン・ファーストの「子ども政策」を進めます。

この良識の府、参議院で徹底的に議論して、子どもたちの笑顔のために、全ての適当な立法措置、行政措置、予算その他の措置を講じていくことを強く求め、私の質問を終わります。

ありがとうございました。